

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
国立大学法人大阪教育大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(13%)	(7%)
				2	13
一般競争入札等	競争入札	/		(50%)	(66%)
	企画競争			8	120
		() %	() %	() %	() %
随意契約		(100%)	(100%)	(37%)	(27%)
		16	183	6	49
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		16	183	16	183

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() %	() %
一般競争入札等	競争入札			() %	() %
	企画競争			() %	() %
随意契約		(100%) 1	(100%) 7	(100%) 1	(100%) 7
合 計		(100%) 1	(100%) 7	(100%) 1	(100%) 7

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(14%) 2	(7%) 13
一般競争入札等	競争入札			(53%) 8	(69%) 120
	企画競争			() %	() %
随意契約		(100%) 15	(100%) 175	(33%) 5	(24%) 42
合 計		(100%) 15	(100%) 175	(100%) 15	(100%) 175

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① コンピュータシステム、公共工事の設計業務等に加え、総合評価落札方式によることが必要と考えられる調達分野については、総合評価落札方式による一般競争入札の導入を図る。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。
(平成20年度第2・四半期を目途に作成予定)
- ③ プロジェクトチームの設置
上記措置を行うため、経理課を中心としてプロジェクトチームを設置。

(2) 複数年度契約の拡大

賃貸借及び業務委託契約等の複数年度にわたる契約については、原則として、複数年度契約を締結する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載